

# 白鷗大学公的研究費不正防止計画

2021年11月24日 制定

白鷗大学は、「白鷗大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン」に基づき、公的研究費の適正な運営及び管理を行うため、以下のとおり運営・管理体制及び不正防止計画を定める。

## 1. 運営及び管理体制

### (1)最高管理責任者:学長

公的研究費の運営及び管理について最終責任を負う。

### (2)統括管理責任者:副学長

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営及び管理について本学全体の実務を統括する責任と権限を持つ。

### (3)コンプライアンス推進責任者:学部長・研究科長・研究所長・事務局長

各部局における公的研究費の運営及び管理について責任と権限を持つ。

## 2. 不正発生の要因と不正防止計画

ガイドライン項目	不正を発生させるとされる要因	防止計画の具体的内容
第1節 機関内の責任体系の明確化	責任体系が曖昧で、組織としてのガバナンスが機能していない状態	最高管理責任者（学長）のリーダーシップの下、機関内の責任体系に基コンプライアンス教育を実施する。
	監事に求められる役割が不明確	不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。 統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、意見を述べる
第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備	研究費が公的研究費であることや適正執行への意識が希薄	公的研究費に関わる全ての者に対して、コンプライアンス教育を実施する。
	学内ルールが不明確である。	規程等の定期的な見直し及び必要に応じ改正を行う。
	職務権限が不明確	規程等において職務権限を明確に分けているが、定期的に見直しを行い、実態に即した職務権限の明確化及び決裁手続を行う。

ガイドライン項目	不正を発生させるとされる要因	防止計画の具体的内容
<p>第3節 不正を発生させる 要因の把握と不正 防止計画の策定・ 実施</p>	<p>不正防止計画に関する啓発活動の不足</p>	<p>不正防止計画推進部門である大学協議会において、不正防止計画を策定、統括管理責任者と共に、コンプライアンス教育、啓発活動の実施について検討し、コンプライアンス推進責任者に対して啓発活動の積極的、定期的な実施を求める。</p>
<p>第4節 研究費の適正な運 営・管理活動</p>	<p>研究費の適正な執行についてのチェックの不徹底</p>	<p>予算の執行状況を把握し、実態と合ったものになっているか確認する。予算執行が当初計画に比較して著しく遅れている場合は、研究計画の遂行に問題がないか確認し、問題があれば改善策を講じる。 発注・検収業務については、原則として、事務局が実施することとし、当事者以外によるチェックが有効に機能するシステムを構築・運営し、運用する。</p>
<p>第5節 情報発信・共有化 の推進</p>	<p>公的研究費のルールや相談窓口に関する情報が認知されていない</p>	<p>公的研究費の使用ルール等に関する相談窓口や、不正防止への取組方針についての最新情報を大学ウェブサイトで公表していることを周知する。</p>
<p>第6節 モニタリングの在 り方</p>	<p>内部監査の形骸化</p>	<p>原則として、全件調査を行う。法人監事・公認会計士との連携を強化することで、不正発生リスクを抑える。</p>